

進路の手引き

令和 8 年度版

【令和 8 年 5 月改訂版】

大阪府立箕面支援学校

進路部

<もくじ>

○はじめに

I. 箕面支援学校の進路支援について

- [1] 支援目標と進路部体制 2
- [2] 令和8年（2026）年度 進路部年間計画 3
- [3] 高等部における進路支援の進め方 -進路が決定するまでの流れについて- 4

II. 卒業後の関係機関

- [1] 相談機関 6
- [2] 各市町福祉事務所 6
- [3] 公共職業安定所（ハローワーク） 6
- [4] 相談支援事業所 7
- [5] 就業・生活支援センター 8

III. 卒業後の進路先

- 高等部卒業生の主な進路先（最近5年間） 10
- [1] 障がい福祉サービスの形態について 11
- [2] 職業訓練について 12
- [3] 大学・専門学校への進学 12
- [4] 本校高等部卒業生の具体的な進路先 13
 - ◎A グループ 13
 - ◎B グループ 14
 - ◎C グループ 15

IV. 用語の説明 -福祉サービスの Q&A-

- [1] 福祉サービス用語の説明 17
- [2] 福祉サービスに関する Q&A 20

○はじめに ―「進路の手引き」について

「卒業後の進路はどのように決めるのか、そのための手続きはどうすればいいのか」

保護者の皆さま共通の、大きな悩みではないかと思います。

この「進路の手引き」には、高等部卒業後の進路を考えるうえで参考になるような資料や手続き、高等部での進路支援の流れや進路行事などに関する説明を記載しています。この資料と「障がい者福祉事業所一覧」などの資料をもとに、少しでも早く地域の事業所や相談支援機関、障害者職業能力開発校（能開校）などを知り、機会があれば、本人、保護者ご自身の目で直接見ていただき、支援学校卒業後の生活のイメージをつくっていただければと考えています。

障がい者福祉は平成 15（2003）年度から、行政責任による「措置制度」から、障がい者本人主体の「支援費制度」に変わりました。そして平成 25（2013）年 4 月からは『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』が施行されています。また、平成 30（2018）年 4 月の改定により、障がい者自身が望む地域生活を営むことができるように「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう見直しなどが行われ、支援の拡充が図られています。

「障害者総合支援法」は、進路を「行政が決めてくれる」制度から、「本人と施設とが“直接的な契約”を結ぶことで卒業後の施設利用が決定する」制度に変化したことを意味します。だからこそ、本人（とその保護者）が主体的に卒業後の進路について動いていかなければなりません。

本校進路部では、保護者と各学年教員と連携し、情報提供などを通じて「卒業後はこんな生活をした_い」という想いの実現のためのサポートをしていきます。進路や福祉に関する情報に関して「進路の手引き」がそのための一助となれば幸いです。

令和 8（2026）年 5 月
大阪府立箕面支援学校 進路部

I. 箕面支援学校の進路支援について

[1] 支援目標と進路部体制

◎支援目標

- ①個別の教育支援計画をもとに、関係諸機関と協力・連携し進路決定までの支援を行う
- ②移行支援のための進路学習（企業見学や卒業生のインタビュー動画視聴など）を充実させる
- ③関係諸機関と協力・連携して効果的なアフターケアを行う

学部	進路支援の重点		各学部の年間支援目標
小学部	地域社会の一員として、よりよく生きるための「ちから」を養う		・ 自らの生き方・進路について主体的に選択・決定できる「ちから」を養う ・ 自分の思いや願いを周囲に伝える「ちから」を養う ・ 自立への意欲を引き出し、進路に関する情報にアクセスする「ちから」を養う
中学部	自分を取り巻く社会への関心を深める		・ 将来の進路について関心を高める ・ 自己の適性について客観的に理解する ・ 基本的な生活習慣を確立し、自立する力をつけていく
高等部	1年次	進路選択を身近なものとして考える	・ 自分の進路についての関心を高め、適性を正しく理解するとともに、進路についての基礎的な考え方を育む ・ 進路についてできるだけ自己決定が行えるように、また自分に適した進路選択ができるよう卒業後の生活を知る機会を設け、施設見学や体験実習、必要に応じて職業評価を実施し、希望する進路先へすすめるよう努める
	2年次	進路選択に向け、具体的な体験を積み重ねながら自己の適性と可能性を探る	
	3年次	主体的に進路選択をする	

◆令和8年度（2026年度）進路部体制

部長 沖由美子		副部長 沼崎弘貴	
学部	人数	氏名	
高等部	9人	1年	武田和樹 藪内温子 近藤啓祐
		2年	真期康子 小西秀和
		3年	沼崎弘貴 石井広行 森本一樹
		学部付き	沖由美子

※小中学部の進路業務については、それぞれの学部主事が兼務する

[2] 令和8年(2026)年度 進路部年間計画

月	小・中学部	進路部の行事	高1	高2	高3
4		関係機関との連絡協議			残りの個別見学
5		後援会総会(予定)		④市町別懇談会	④市町別進路懇談会
①日中活動事業所相談・情報交換会(5月29日 中学部・高等部保護者対象 多世代交流センター)					
6				③進路個人懇談1	☆体験実習
7					
8		②夏季施設見学会(高等部 生徒・保護者・教職員対象)		個別見学	
9		◎吹田支援・摂津支援事業所説明会(9/30) 高等部保護者対象 千里山コミュニティセンター	・進路アンケート ※進路説明会	高2早期実習 (対象者限定)	進路アンケート
10		②秋季施設見学会(高等部 生徒・保護者対象)	★就労選択支援事業	★就労選択支援事業	☆アセスメント実習 (★就労選択支援事業)
11		豊中支援への進路説明会		個別見学	
12	・進路に関する アンケート(中3) ・進路説明会 (中3)			☆体験実習 (希望者:1人1ヵ所)	・能開校選考日 (11月~2月頃)
1					
2				③進路個人懇談2	
3		二十歳を祝う会 (3/13)			・進路先との引継ぎ

* 取り組み内容解説

- ①日中活動事業所相談・情報交換会(豊中支援学校との共催:多世代交流センター)午前・午後二部制
各事業所がブースを構え、保護者の方が希望するブースに赴いて話を聞きます。
- ② 夏季施設見学会(夏季休業中:各事業所)+秋季施設見学会(高1・2保護者対象:各事業所)
本校校区内のいくつかの事業所へ、本校高等部の生徒・保護者・教職員が、見学先を選択して参加します。(現地集合・現地解散)※夏季は高2の見学希望を最優先します。
- ③ 進路個人懇談(高2:6月下旬~7月、2月中旬の2回 保護者と担任及び進路部)
(1回目)本人、家庭の進路希望を中心に、見学・実習の実施等について話をします。
(2回目)これまでの経験を踏まえて、3年生での実習等卒業後の進路先の候補の話をします。
- ④ 市町別進路懇談(高3:5月中旬)市別に2日間開催 豊中・吹田市5/14、箕面市・池田市5/15
各市の福祉担当者から、各種手続きについての説明を聞きます。(高2の4月・5月生まれも含む)

[3] 高等部における進路支援の進め方 -進路が決定するまでの流れについて-

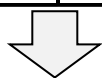
- ・ 高等部1年生・2年生……卒業後の生活について知り、イメージを持つ

家庭での生活、学校での生活、放課後等デイサービスでの生活など、全てを通して社会で暮らしていくための生活力を育てていくことが大切です。学校主催の施設見学会等に参加し、卒業後の暮らしについて知り、理解やイメージを深めてください。大きく2つに分かれます。

- ・ 高等部3年生……実習を通じて進路先を選択する

これまでの見学・実習の経験を踏まえ、卒業後の進路先希望を決定します。

障がい福祉サービス 希望 (生活介護・自立訓練・就労継続支援B型 就労継続支援A型・就労移行支援)	★福祉サービス以外 希望 (就労・職業能力開発校(能開校))
【区分認定】 ※誕生日(18歳)を境に受給者証が「児」から「者」へと変わります…… 居住地役所で介護給付・訓練等給付の申請を行ってください。 市町村ごとに手続きの方法と時期が違いますので、詳しくは5月の市町別進路懇談会で各市町の役所の担当職員から説明があります。	【現場実習(一次実習)】 6月頃 就労を希望する企業等で実習を行います。実習先で得られたことを振り返り、2次実習むけて準備を始めます。実習期間は企業によって様々ですが、1～2週間であることが多い。
【体験実習】 6～9月 ※【就労選択支援事業】 希望する進路先での実習を行います。生徒と事業所の雰囲気、活動内容がどうか、受け入れてもらえるか等、様々な視点から進路先として適切かどうか判断します。実習期間は原則として生活介護事業所で1日、自立訓練事業所で2日、B型事業所で3日、A型・就労移行事業所で1～2週間です。	【体験入校】 夏季休業中～ 職業能力開発校は、受験前に1～5日程度の実習を行うことが必須です。 【求職申込書提出】 池田公共職業安定所へ求職届を提出します。(登録) 【職業相談】 池田公共職業安定所の担当者と面談を行います。
【進路希望先アンケート】 9月	
希望する進路先の最終確認を行い、その内容(利用希望)を各事業所へ進路部が伝え、受け入れについての返事を聞きます。	希望する進路先を最終確認します。
【就労選択支援事業】2025年10月施行 B型の事業所を希望される場合、今までのアセスメント実習に代わって行うもので、1～2か月の期間実施してケース会議を行い進路先を見定めます。(今年度も旧制度のまま) 【引継ぎ実習】 生活介護事業所によっては、内定後、介助等の方法を引き継ぐための実習を行う場合があります。	【現場実習(二次実習)】 10月～ 就労を希望する企業等で採用選考の実習を行います。実習期間は企業によって様々ですが、1～2週間であることが多い。 【履歴書・調査書・紹介状】 面接に合わせて、紹介状や調査書を作成します。 【企業選考結果】 (実習、面接後随時) 実習の様子、面接などを経て可否が出ます。
【サービス等利用計画書の作成】 相談支援事業所の面談を経て「サービス等利用計画書」の作成をしてもらいます。 役所で手続きを行い、受給者証が発行されます。	【職業能開校願書提出】 11月ごろ～ (就職者登録) 【能開校選考】 12～2月 受験する能開校・学科によって、願書の提出締め切り日や選考日などは変わります。 【重度判定】 必要に応じて重度判定を受けます。
【契約】 2月～ 事業所と利用者(生徒)とが契約をします。	【就業・生活支援センター相談】 2月 卒業後の登録に向けて相談をします。
【進路先への引継ぎ】 3月～ 担任が進路先に赴き、引継ぎを行います。	



進路先決定 卒業 社会へ

II. 卒業後の関係機関

[1] 相談機関

障がい者手帳の発行や更新に関して、18歳未満の「障がい児」対象は子ども家庭センター（通称「子家セン」）が業務を担当していますが、**18歳以上の「障がい者」となると大阪府障がい者自立相談支援センターに業務担当が移ります。**大阪府障がい者自立相談支援センターでは他に障がい特性に応じた総合的な相談支援も行っています。

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課	〒558-0001	大阪市住吉区大領 3-2-36	06-6692-5262
知的障がい者支援課			06-6692-5263
地域支援課			06-6692-5261 06-6692-5264
大阪障害者職業センター	〒541-0056	大阪市中心区久太郎町 2-4-11-4F	06-6261-7005

[2] 各市町福祉事務所（市役所障がい福祉課）

医療を受けたいとき、手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車椅子などの補装具が必要なとき、施設を利用したいときの受給者証発行業、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談に応じてもらえます。

業務内容については、高3年次5月下旬頃実施予定の「市町別進路懇談会」にて各市町福祉事務所担当者より詳細な説明があります。

福祉事務所 担当部局	郵便番号	所在地	電話番号
箕面市 健康福祉部 総合相談窓口	〒562-0014	箕面市萱野5-8-1	072-727-9500
豊中市 健康福祉部 障害福祉課	〒561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-3283
吹田市 福祉部 障がい福祉室	〒564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1346
池田市 福祉部 障がい福祉課	〒563-8666	池田市城南1-1-1-2F	072-754-6255
能勢町 健康福祉部 福祉課福祉係	〒563-0351	能勢町栗栖82-1	072-731-2150
豊能町 生活福祉部 福祉課	〒563-0292	豊能町余野414-1	072-739-3420

[3] 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望する人や障害者職業能力開発校（能開校）へ進学を希望する場合の窓口です。仕事に関する相談や職業紹介業務を担っています。

公共職業安定所名	郵便番号	所在地	電話番号
池田公共職業安定所	〒563-0058	池田市栄本町12-9	072-751-2595
淀川公共職業安定所	〒532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771

吹田市在住の方の管轄はハローワーク淀川になりますが、箕面支援学校からまとめて各種申請問い合わせを行う場合はハローワーク池田へ赴きます。

[4] 相談支援事業所【令和6年4月現在】

福祉サービスの利用調整や障がい福祉に関する総合的な相談をすることができます。障がい者福祉サービス利用に係るサービス等利用計画も相談支援事業所に作成してもらえます（計画相談）。新規で事業所へ赴かれる場合は、事前に連絡することをお勧めします。以下に各市の基幹と委託の相談事業所の一覧を載せています。

	相談支援事業所名	所在地	電話番号・FAX
箕面市	箕面市障害者基幹相談支援センター（箕面市障害者支援室）【基幹】【直営】	萱野5-8-1	072-727-9501
	相談支援事業 ライフタイムミント	箕面4-8-30	072-720-6806
	社会福祉法人息吹 パオみのお	船場西1-11-35-2F	072-726-780（FAX）
	社会福祉法人あかつき福祉会 ウィズ	瀬川3-3-21	072-725-217（FAX）
豊中市	【北東部】千里障害者相談支援センター 社会福祉法人 豊中きらら福祉会	新千里南町2-1-32	06-6170-6591
	【北中部】少路障害者相談支援センター 非営利活動法人 CIL豊中	蛍池中町2-3-1-203	06-4866-5757
	【北西部】柴原障害者相談支援センター 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	走井3-5-32	06-6848-3737
	【中部】中部障害者相談支援センター 特定非営利活動法人 バムスびあ	桜塚1-7-1	06-6842-2081
	【中東部】緑地障害者相談支援センター 社会福祉法人 愛和会	寺内1-1-10	06-4866-6006
	【中西部】服部障害者相談支援センター 社会福祉法人 豊中太陽会	穂積2-10-20	06-6862-1002
	【南部】庄内障害者相談支援センター 医療法人 豊済会	豊南町東2-6-14	06-4867-8535
吹田市	吹田市福祉部障がい福祉室基幹相談支援センター【基幹】【直営】	泉町1-3-40	06-6384-1349
	内本町 障がい者相談支援センター	内本町2-2-12	06-6319-9832
	片山・岸部 障がい者相談支援センター	岸部中1-28-10-1F	06-6310-1672
	豊津・江坂・南吹田 障がい者相談支援センター	豊津町2-1-1F	06-6386-3700
	千里山・佐井寺 障がい者相談支援センター	千里山東2-20-4	06-6170-1785
	亥の子谷 障がい者相談支援センター	山田西1-26-20	06-6170-5136
	千里ニュータウン 障がい者相談支援センター	津雲台1-2-1-5F	06-6873-8850
池田市	社会福祉法人てしま福祉会 あおぞら【基幹】	城南3-1-40-2F	072-754-6003
	社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 福祉相談「くすのき」	中川原町13-1	072-752-1831
	精神障がい者地域生活支援センター 咲笑（さくら）	宇保町8-30-101	072-750-3230
	障がい者地域生活支援センター ひだまり	城南町3-1-40	072-754-6530
	相談支援センターSunはーと	住吉1-14-25-203	072-734-7145

* 豊中市と吹田市は居住地ごとに相談支援事業所の担当が決まっています。

* 池田市の相談支援事業所は豊能郡（能勢町・豊能町）の委託も受けています。

[5] 就業・生活支援センター

通称「就・(しゅうぽつ)」。職業生活における自立を図るため、継続的に支援を必要とする障がい者に対して、地域の福祉関係機関と雇用関係機関との連携を取りながら、基礎訓練から就職、職場定着に至るまでの相談や援助を一貫して行ってもらえます。学校卒業後、就労先で困った際の相談窓口となります。登録に費用はかかりません。就職先が公務員の場合は相談の対象外となります。

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
豊能北障害者就業・生活支援センター	〒562-0015	箕面市稲1-11-2	072-723-3818
とよなか障害者就業・生活支援センター	〒561-0872	豊中市寺内1-1-10	06-4866-7100
すいた障がい者就業・生活支援センター	〒564-0025	吹田市元町19-15	06-6317-3749

IV. 用語の説明 -福祉サービスのQ&A-

[1] 福祉サービス用語の説明

認定調査（障害支援区分）

障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付の支給を受けて各事業所を利用する場合、障がい程度区分の認定調査が必要になります。“障がい児”から“障がい者”へ切り替わる18歳になる誕生日までに、各市町の認定調査員が利用者及び介護者（保護者）から80項目の調査項目に関する聞き取り調査を行います（申請、判定の時期は市町村により異なります）。その結果と医師の意見書（必須）からコンピューターによる一次判定が出ます。それを受けた各市町の審査会の協議により二次判定が出されます。

表1. 障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）			
寝返り	起き上がり	座位保持	移乗
立ち上がり	両脚での立位保持	片足での立位保持	歩行
移動	衣服の着脱	褥瘡（じょくそう）	嚥下
2. 身の回りの世話や日常生活に関する項目（16項目）			
食事	口腔清潔	入浴	排尿
排便	健康・栄養管理	薬の管理	金銭の管理
電話等の利用	日常の意思決定	危険の認識	調理
掃除	選択	買い物	交通手段の利用
3. 意思疎通に関連する項目（6項目）			
視力	聴力	コミュニケーション	説明の理解
読み書き	感覚過敏・感覚鈍麻		
4. 行動障害等に関連する項目（34項目）			
被害的・拒否的	作話	感情が不安定	昼夜逆転
暴言暴行	同じ話をする	大声・奇声を出す	支援の拒否
徘徊	落ち着きがない	外出して戻れない	1人で出たがる
収集癖	物や衣類を壊す	不潔行為	異食行動
ひどい物忘れ	こだわり	多動・行動停止	不安定な行動
自らを傷つける行為	他人を傷つける行為	不適切な行為	突発的な行為
過食・反芻等	躁鬱状態	反復的行動	対人面の不安緊張
意欲が乏しい	話がまとまらない	集中力が続かない	自己の過大評価
集団への不適応	多飲水・過飲水		
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）			
点滴の管理	中心静脈栄養	透析	ストーマの処置
酸素療法	レスピレーター	気管切開の処置	疼痛の看護
経管栄養	モニター測定	褥瘡の処置	カテーテル

【参考文献】厚生労働省（2014）『障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し』。

障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります（受ける給付によって認定調査の判定の段階も違ってきます）。具体的にどのようなサービスがあるのかは、次の表2の「障害者福祉サービス等の体系」を参照ください。

表2.障害者福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス名	対象	サービス内容
訪問系	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	者・児	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行う
		重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護	者・児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	者・児	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	者・児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	給付	短期入所 (ショートステイ)	者・児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う
居宅支援系	訓練等給付	自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 (グループホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活の念所を行う
訓練系・就労系	給付	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援A型	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援B型	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
* 対象者…「児」＝障害児（～18歳）、「者」＝障害者（18歳～）				

【参考文献】厚生労働省HP『サービスに係る自立支援給付等の体系』の「障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）」より引用

障害者相談支援事業

障がい児者やその家族が地域で安心して生活できるよう、市町村から委託を受けた事業所の相談支援専門員が相談に応じ、適切な支援を行います。

主な支援内容として、サービス等利用計画の作成と福祉サービス等の利用援助、生活力を高める支援、ピアカウンセリング、権利擁護、専門機関との連携などがあります。

就労選択支援事業 今までのアセスメント実習に代わって2025年10月施行されてます。

※現高3については対象外の可能性あり

障がい者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会提供を含む）する。

- ・作業場面等を利用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- ・この事業は、就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けをしたりするものではない。
- ・サービス利用の期間は原則1か月の支給決定で作業場면을2週間程度想定している。

（作業場面：就労移行支援事業所 送迎は保護者の責任のもとで行われることが多い）

高等部年間スケジュールに当てはめた例

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年		運動						もみじフェスタ				
2年			宿泊学習									
3年		会				修学旅行						

矢印の期間の中で就労選択支援を実施することができるが、学校行事等を入れていくと高1・高2の夏季休業中あたりが妥当と思われる。

サービス等利用計画

障がい者本人が過ごしたい生活を実現するのを、本人に関わる支援者たちがチームとなって応援していく、いわば本人が望む暮らしを叶えるための「設計図」です。原則として福祉サービスを利用する全ての人が作成しなければなりません。

サービス等利用計画を作成する（＝計画相談）のが相談支援専門員です。（保護者が計画を書く“セルフ申請”の場合もあります）相談支援専門員は各支援者（事業者等）を召集し、本人の望みを伝えるチームのリーダー的存在です。相談支援専門員には障がい者本人の「人となり」を深く知ってもらう必要がありますので、時期を見計らって、早めに関わりをもってください。

なお相談支援専門員（計画相談先）については、各市町の基幹相談支援センターに問い合わせると紹介してもらえます（相談支援事業所と基幹相談支援センターの一覧は「Ⅱ.卒業後の関係機関 [4]相談支援事業所」に記載しています）。

グループホーム

障がい者4～7人程度のグループで家やアパートを借り、各自が個室でプライバシーを尊重しながら地域で暮らしていくための住まいです。福祉施設がバックアップしています。ほとんどの場合、食事は世話人という担当者が作ってくれますが、それ以外の日常生活を送るために必要な力は、利用する上で求められることが多いです。

ジョブコーチ

障がい者の雇用促進をめざしたサービスの中に、「援助つき雇用」というサービスがあります。この「援助つき」というのがジョブコーチです。障がい者が雇用された企業で職場に定着するまでを支援してくれます。本人の様子に応じて徐々に支援を減らし、本人が自立していけるような支援です。

重度判定

ここでの“重度”とは“職業的に重度”という意味であり、「身障手帳」「療育手帳」等の基準とは多少異なります。ただし、身障手帳の1級・2級と療育手帳Aの障がい者は重度と判定されます。それ以外の障がい者（いわゆる中・軽度）はハローワークを通じて障害者職業センターにてGATB（一般職業適性検査）等で、職業的重度障がい判定が行われます。

この判定は、企業が障がい者を雇用するときに活用できる制度「各種助成金制度」に関係するもので、障がい者本人の手帳区分や等級に変化はありません。しかしこの判定は就労前（雇用契約前）に行う必要があります。企業就職採用が決まり次第、速やかにハローワークの専門援助部門へ申し出てください。また重度判定を利用する利点として、障害基礎年金を申請する際、障害者手帳のコピーと共に重度判定書のコピーを添付することで、認定されやすくなることが挙げられます。

[2] 福祉サービスに関するQ&A

○福祉サービス申請窓口はどこですか？

各市町の福祉事務所になります。市町別の一覧については「Ⅱ.卒業後の関係機関 [2] 各市町福祉事務所」に記載しています。

○福祉サービスを利用する場合、まずは何をすればいいですか？

居住地の福祉事務所にて申請手続きを行って下さい。その後相談支援事業所で「サービス等利用計画（案）」を作成し、それを持って居住地の福祉事務所へ持って行ってください。

○受給者証はどのように発行されるのですか？

「サービス等利用計画（案）」を居住地の福祉事務所へ持参し、福祉サービスの利用申請を行います。受給者証発行のためには「障害区分認定」が必須ですので、福祉事務所の担当者と面談等を行い、調査を受けて下さい。「障害区分認定」の判定、面談結果から、受給者証が発行され、支給決定も行われます。

○「障害区分認定」は具体的にいつ頃行われるのですか？

「Ⅳ.用語の説明 [2]福祉サービス用語の説明」の認定調査（障害支援区分）（17ページ）にて、『“障がい児”から“障がい者”へ切り替わる18歳になる誕生日までに』と記載しましたが、具体的な時期については、卒後の予定進路先（利用する福祉サービス）と在学中に利用している福祉サービスの内容、そして在住市町村によってかなり変わります。詳しくは高3次の市町別進路懇談にて、各市町村の福祉事務所担当者から説明があります。

○同時に2つ以上のサービスを受給申請できるのでしょうか？

可能です。生活介護と日中一時支援とを使うなど、障害者総合支援法ではサービスひとつひとつに対して受給申請を行うことができますので、2つ以上のサービスを同時に申請し利用することは可能です。相談支援事業所の担当者とよく話し合い、サービス利用者本人に何が必要かを吟味し、サービス等利用計画に記載してもらうことが大切です。

○2つ以上の事業所を使うことは可能なのでしょうか？

可能です。受給者証に記載されている支給決定量の範囲に収まること、希望するサービスが1つの事業所で受けられない、事業所側の受け入れが可能であれば、2つ以上の事業所に通所することは可能です（いわゆる“併用”です）。

極論、平日5日間、曜日ごとに5箇所の事業所へ通所することも可能です（本人・保護者の負担は増大しますが）ただし各市町の福祉担当者から併用の理由について聞き取りがある場合があります。

○卒業後、土日の利用（卒業後の事業所への通所）も可能ですが？

多くの事業所は月から金曜日の開所となります。土日に開所している事業所もありますが、数が少なくとても人気なので、利用できる枠が空いているかどうかは確認が必要です。また、1ヶ月に利用できる日数（基本は月－8日となり、判断は市町村ごとに行われます）が決められていますので、その範囲での利用となります。

○併用が可能らしいのでB型と生活介護を併用させたいのですが？

「平日3日間はB型事業所で内職作業、残り2日間を生活介護事業所で入浴サービスを受けさせたい」という内容で相談を受けることがあります。就労継続支援B型事業所と生活介護事業所の併用は市町村によって判断が異なり、認められている市と認められていない市があります。

○後見支援制度とはなんですか？

知的障がい、精神障がい、認知症など、物事を判断する能力が十分でない人（以下「本人」とします）を、法律的に保護し支えるための制度です。家庭裁判所が援助者（成年後見人）を選び、この援助者が本人のために活動します。特に本人が銀行預金の解約や福祉サービスを受ける契約の締結、遺産の分割協議、不動産の売買などに代理で活動します。

○障害基礎年金は障がい者が全員受け取ることができるのですか？

20歳以前に障がいがある人の場合は、認定されれば誰でも受給できる無拠出年金です。ただし申告制です。障害基礎年金は20歳以降の生活の大きな支えとなりますので、20歳になる誕生日までに各市町の窓口（国民年金担当課）へ申請してください。

ちなみに、20歳時点で障がいが軽くて認定されず年金が受給できなくても、その後障がいの状況に変化があった時点（65歳未満）で障害基礎年金を請求できます（事後重症）。

○高等部卒業生の進路先（最近5年間）

在籍		進路先	事業所名	所在地	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
B	福祉サービス種	就職	シンキ合同会社	池田市				1		1
B	職業能力開発校		大阪INA職業支援センター	箕面市		1		1		2
B			摂津障害者職業能力開発校（せつつくすのき）	摂津市	1			1	1	3
B	就労移行支援		箕面市障害者雇用支援センター	箕面市						0
C			self-A	豊中市						0
BC			リトハウス千里中央			1		1		2
C			ディキャリア 梅田オフィス	大阪市	1					1
BC	自立訓練		明光ワークス	箕面市				1	1	2
B			学び場バレット	吹田市			3	4	1	8
BC			ガンバ寿このゆびとまれ		1	2		1		4
BC			スクールきると伊丹校	伊丹市	1				1	2
B	就労継続支援B型		箕面市立あかつき園ワークセンターささゆり	箕面市						0
			明光ワークス						1	1
B			ぐりーん&ぐりーん					1		1
B			ZEROの家							0
B			そよかぜの家							0
B			箕面市障害者雇用支援センター			1	1			2
B			しょくサポート			1	2	2		5
B			劇団anon					1		1
BC			スイトビー（旧ハンド・イン・ハンド）		1					1
B			2ndぶれいす豊中	豊中市		1	1			2
B			あいあい	池田市			1			1
B			MOANA						1	1
B			あゆむみらいへ	茨木市				1		1
B			かめの家	豊能町	1	1				2
ABC	生活介護		箕面市立あかつき園ワークセンターささゆり	箕面市		1	1			2
A			箕面市立ささゆり園							0
B			箕面市立いろはもみじ萱野					2	5	7
B			フレンドカラー				1		1	2
B			グーテン			1	1			2
B			和と話				1	1	1	3
B			リールスライフ彩都					1		1
B			たんぼぼライフ				2	2		4
A			フィールキンダー					1		1
			あなざーすとーリー						3	3
A			LIB箕面					1		1
ABC			Sunゆにてい		1	5	1	2	2	11
AC			オールケア豊中陽だまり（旧豊中市立たちばな園）	豊中市	1					1
A			豊泉家チャレンジドセンター豊中					1		1
A			オールケア豊中木もれび			1	1	3	3	8
A			カシュカシュ				1	2	1	4
A			あすなろ				1			1
A			CLAN豊中浜			4				4
A			サン・スマイル					2	1	3
AC			セント・ポプリ					1		1
A			ほまれの実			1	2			3
AC			ボーイズ&ガールズ		1	1				2
A			TOPPOI					2		2
A			ほまれの実			1				1
AC			Rosetta柴原		3		1	1		5
AC			未楽		1	1	1	1		4
A			ハミングカフェ		2	3	2			7
A			サボネの家		1					1
A			こより						3	3
A			あいほうぶ吹田	吹田市			1	1	2	4
A			吹田市立総合福祉会館			1				1
C			共働作業所b-free		1					1
			アイランド						1	1
B			フレイ					1	1	2
A			はあてー			1				1
BC			いつきデイサービス					1	1	2
C			スペース		1					1
A			アリスの家					1		1
A			アールそれいゆ		6	4	2		2	14
A			一心				1			1
A			オールケア北千里			3	2	2	1	8
AC			なつにれ		4			2	1	7
B			ゴールデンスカイ	池田市		1				1
			やわらソレイユ						3	3
C			池田市立くすのき学園			1				1
			あんあん						3	3
A			夢来入の家	豊能町	1					1
AB			かめの家		2	2				4
C			ドリームケアデイセンター茨木	茨木市	1		1			2
A			摂津市立みきの路	摂津市	1					1
A			リールスライフ井高野				2	1		3
AC			CLAN西淀川	大阪市			1			1
C			わくわく生活川西	川西市			1			1
BC			Sunはーと生活介護	池田市				1	1	2
A			えばあゝすまいる	泉佐野			1			1
A	地域活動支援		サポートセンターはま風	尼崎市		1				1
A			思草	伊丹市	1					1

◆これらの進路先は卒業時点のものです。その後の進学・就職・転職・転居や利用施設の移行などにより、現在の所属とは異なる場合があります